

# ○防衛省永年勤続者表彰の実施要領について（通達）

昭和50年8月12日  
海幕人第3597号

改正 昭和57年10月19日 海幕人第4263号〔第1次改正〕

平成元年9月8日 海幕人第4295号〔第2次改正〕

平成9年1月20日 海幕人第268号〔表彰等に関する訓令に規定する「これらに準ずる部隊」の指定等の一部変更について2項による改正〕

平成10年12月8日 海幕人第5731号〔表彰等に関する訓令に規定する「これらに準ずる部隊」の指定等の一部変更について（通知）2項による改正〕

平成12年3月3日 海幕補第1075号〔研修生等（専攻科課程に準ずるものを除く。）の選抜等の一部変更について（通達）6項による改正〕

平成13年3月22日 海幕補第1762号〔出勤簿の取扱い等の一部変更について（通達）3項による改正〕

平成13年6月27日 海幕補第3855号〔出勤簿の取扱い等の一部変更について（通達）3項による改正〕

平成13年8月10日 海幕補第4770号〔表彰等に関する訓令に規定する「これらに準ずる部隊」の指定等の一部変更について（通達）2項による改正〕

平成14年3月12日 海幕補第1345号〔表彰等に関する訓令に規定する「これらに準ずる部隊」の指定等の一部変更について（通達）2項による改正〕

平成14年3月20日 海幕補第1571号〔海上自衛隊訓令等の一部改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）6項による改正〕

平成18年4月3日 海幕補第2316号〔海上自衛隊訓令等の一部改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）2項による改正〕

平成18年4月25日 海幕補第2783号〔第3次改正〕

平成18年8月22日 海幕補第5229号〔第4次改正〕

平成19年1月9日 海幕補第136号〔第5次改正〕

平成20年3月26日 海幕補第2284号〔体制移行に伴う関連通達の一部変更について（通達）1項による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

防衛省永年勤続者表彰の実施要領について（通達）

標記について、別添の防衛省永年勤続者表彰実施基準について（通達）（防人1第3085号。50.7.14）（以下「次官通達」という。）によるほか、下記により実施されたい。

記

## 1 表彰状等の準備、保管

### （1） 表彰状等の準備

表彰状等は、海幕において一括して取りまとめ、次号の表彰状等の保管担当部隊に

送付する。

(2) 表彰状等の保管

表彰状等の保管担当部隊は、業務隊及び各造補所とする。

2 表彰状等の伝達

(1) 表彰状等の伝達準備

表彰状等を伝達する者（以下「伝達者」という。）は、次の表の区分により、表彰状等の保管担当部隊に所要数を請求し、受領する。

表彰状等の保管担当部隊	受賞者の所属する部隊等
業務隊	東京地区所在部隊等
横造補所	横須賀警備区域に所在する部隊等（東京地区所在部隊等を除く。）
呉造補所	呉警備区域に所在する部隊等
佐造補所	佐世保警備区域に所在する部隊等
舞造補所	舞鶴警備区域に所在する部隊等
大造補所	大湊警備区域に所在する部隊等

(2) 伝達者

伝達者は、別表に指定する者とする。ただし、伝達者は、伝達の実施を、その指定する者に代行させることができる。

3 表彰状等の伝達実施報告

伝達者は、伝達実施後、次により受賞者数を、海幕長に報告する。

受賞者区分	受賞期日	報告期限	報告様式
次官通達第2項第1号ア (25年以上) 該当	11月1日	12月1日	次官通達別 記様式第2
次官通達第3項第1号ただし書及び第2項第1号イ (20年以上で定年若しくは 勸奨又は死亡による退 職) 該当	4月1日 から9月 末までの間	10月15日	次官通達別 記様式第3
	10月1日 から3月 末までの間	4月15日	

4 表彰予定者数の報告

伝達者は、翌年度において、次官通達第2項第1号に該当して表彰を受けることとなる者の予定数を、11月末日現在で調査し、次官通達別記様式第5により、12月15日までに海幕長に報告する。

5 その他

(1) 受賞者名簿の保管

伝達者は、表彰状等の伝達を受けた者の名簿を、次官通達別記様式第4により作成し、保管するとともに、その写を翌年度の4月10日までに海幕人事教育部長に送付する。

(2) 勤務記録表等への記載

受賞者の勤務記録表及び同抄本の賞罰欄に、次の例により記載する。

記載例：

年月日	種 類	部隊名
50. 11. 1	永年勤続者表彰25年以上 (防衛大臣)	〇〇〇隊

- 添付書類： 1 別表「永年勤続者表彰状等の伝達者」  
 2 防人1第3085号(50.7.14)  
 3 人1第3086号(50.7.14)

別 表

永年勤続者表彰状等の伝達者

伝 達 者	被 伝 達 者
海 上 幕 僚 長	海上幕僚監部に勤務する隊員 東京業務隊に勤務する2佐以上の隊員
自 衛 艦 隊 司 令 官	自衛艦隊司令部に勤務する隊員 自衛艦隊直轄艦艇に勤務する隊員
護 衛 艦 隊 司 令 官	護衛艦隊司令部に勤務する隊員 護衛艦隊直轄艦に勤務する隊員 護衛艦隊直轄部隊に勤務する隊員
航 空 集 団 司 令 官	航空集団司令部に勤務する隊員 航空集団直轄部隊に勤務する隊員
潜 水 艦 隊 司 令 官	潜水艦隊司令部に勤務する隊員 潜水艦隊直轄部隊に勤務する隊員
教 育 航 空 集 団 司 令 官	教育航空集団司令部に勤務する隊員 教育航空集団直轄部隊に勤務する隊員
群 司 令	隷下部隊に勤務する隊員
上 記 以 外 の 防 衛 大 臣 直 轄 部 隊 及 び 機 関 の 長	隷下部隊及び機関に勤務する隊員

防人1第3085号  
50. 7. 14  
改正 防人1第188号  
9. 1. 20  
人1第71号  
13. 1. 6  
防人1第2369号  
18. 3. 27  
防人計第7478号  
18. 7. 31  
防人計第354号  
19. 1. 9  
防人計第8444号  
19. 8. 31  
防人服第15848号  
25. 12. 2  
防官文(事)第18号  
27. 10. 1  
防人服(事)第160号  
31. 4. 26

長官官房長  
各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
附属機関の長  
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省永年勤続者表彰実施基準について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙「防衛省永年勤続者表彰実施基準」

## 防衛省永年勤続者表彰実施基準

### 1 趣旨

防衛省職員（以下「職員」という。）に対する防衛大臣の行う永年勤続の表彰（以下「表彰」という。）は、この基準により実施するものとする。

### 2 被表彰者

（１）表彰は、職員及び職員以外の公務員等（一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（職員を除く。）、地方公務員又はこれに類する者として防衛大臣が認める者をいう。）としての勤続期間を通算した期間が次に掲げるいずれかに該当し、かつ、勤務成績の良好な職員について行う。ただし、職員としての勤続期間が１０年に満たない職員については、表彰しないものとする。

ア ２５年以上

イ 定年退職、応募認定退職（国家公務員退職手当法（昭和２８年法律第１８２号）第８条の２第５項に規定する認定を受けて同条第８項第３号に規定する退職すべき期日に退職することをいう。）若しくは事務都合退職（国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第３条第４号に掲げる職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職することをいう。）又は死亡退職（以下「退職」という。）をする者については、２０年以上

（２）表彰は、同一の職員について１回限りとする。

### 3 表彰の期間

（１）２（１）アに該当する者の表彰は、毎年１１月１日（自衛隊記念日）の日付で行う。ただし、１０月３１日以前に退職（依願退職を含む）をする者については、当該退職の日付で行う。

（２）２（１）イに該当する者の表彰は、退職の日付で行う。

### 4 表彰の方法

（１）表彰は、別記様式第１による表彰状を授与して行う。

（２）前号の表彰状には、副賞として記念品を添える。

### 5 勤続期間の計算

（１）勤続期間の計算は、国家公務員退職手当法及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）に定める勤続期間の計算に関する規定の例による。

(2) 防衛省の都合により、復帰することを前提として、他の官公庁に転出した職員が復帰した場合の転出中の期間は、2(1)の「職員としての勤続期間」とみなす。

## 6 表彰の延期

2(1)に該当する者のうち、懲戒処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者及び休職中(公務上の傷病による休職中を除く。)の者に対しては、表彰を翌年に延期して行う。

## 7 表彰状等の伝達

表彰状及び副賞(以下「表彰状等」という。)の伝達は、次の表の左欄に掲げる者(以下「官房長等」という。)が同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、官房長等は、伝達事務の一部をそれぞれの指定する者に委任することができる。

伝 達 者	被 伝 達 者
大臣官房長	防衛省本省の内部部局に勤務する職員
施設等機関の長	当該施設等機関に勤務する職員
統合幕僚長	統合幕僚監部及び統合幕僚学校に勤務する職員
陸上幕僚長	陸上自衛隊(陸上幕僚長の指揮監督下にある共同機関を含む。)に勤務する職員
海上幕僚長	海上自衛隊(海上幕僚長の指揮監督下にある共同機関を含む。)に勤務する職員
航空幕僚長	航空自衛隊(航空幕僚長の指揮監督下にある共同機関を含む。)に勤務する職員
情報本部長	情報本部に勤務する職員
防衛監察監	防衛監察本部に勤務する職員
地方防衛局長	地方防衛局に勤務する職員
防衛装備庁長官	防衛装備庁に勤務する職員

## 8 表彰状等の伝達の報告

(1) 官房長等は、2(1)アに該当し、11月1日の日付で表彰状等の伝達を受けた者について、別記様式第2により、当該年の12月末日までに防衛大臣に報告しなければならない。

(2) 官房長等は、2(1)アに該当する者のうち、3(1)ただし書により退職(依願退職を含む。)の日付で表彰状等の伝達を受けたもの及び2(1)イに該当して退職の日付で表彰状等の伝達を受けた者について、その伝達の時期が4月1日から9月30日までの間に属するものについては10月末日までに、10月1日から翌年3月31日までの間に属するものについては4月末日までに、

それぞれ別記様式第3により防衛大臣に報告しなければならない。

#### 9 名簿の保管

官房長等及び7ただし書により伝達事務の一部を委任された者は、2(1)に該当して表彰状等の伝達を受けた者の名簿を別記様式第4により作成し、保管しなければならない。

#### 10 表彰予定数の通知

官房長等は、翌年度において2(1)に該当して表彰を受けることとなる者の予定数を別記様式第5により、毎年12月末日までに人事教育局長に通知するものとする。

#### 11 その他

- (1) この基準の運用について必要な事項は、人事教育局長が定める。
- (2) この基準は、昭和50年8月10日から適用する。

1 自衛隊記念日の日付で表彰する場合

防衛大臣 氏名 ⑩	令和 年十一月 一日	あなた は永年 にわたり よく職務 に精励し ました よって自 衛隊記念 日に あたりこ れを表彰 します	氏名	表彰状
--------------	------------	--	----	-----

2 自衛隊記念日以外の日付で表彰する場合

防衛大臣 氏名 ⑩	令和 年 月 日	あなた は永年 にわたり よく職務 に精励し ました よってこ こにこれ を 表彰し ます	氏名	表彰状
--------------	----------	---	----	-----



令和 年度自衛隊記念日

永年勤続者表彰受賞者人員表

(機関名)

区 分 部隊等	自 衛 官				事務官等	合 計
	幹 部	准 尉	曹	小 計		
合 計						

注：1 用紙はA4版縦長とする。

2 「部隊等」とは、官房長等のほか、7ただし書により伝達事務の一部を委任された者が当該事務について担当する範囲の部隊等を単位とする。



令和 年度

## 永年勤続者表彰受賞者名簿

(機関名)

所 属	階 級 (等級)	氏 名	年 齢	区 分	入 隊 年月日	表 彰 年月日	勤続期間		
							防衛省	その他	計

注：1 用紙はA4版縦長とし、1葉に20名を記載する。

2 所属、階級（等級）、年齢及び勤務期間は、表彰年月日現在のものを記載する。

3 区分欄には、在職、定年、応募認定、事務都合、依願又は死亡の別を記載する。

4 勤続期間欄の「防衛省」には、旧防衛庁における勤務期間を含む。

令和 年度  
永年勤続者表彰受賞資格者予定数

(機 関 名)

表彰時期 区分 部隊等	自衛隊記念日						退職日						合計					
	自衛官				事務官等	計	自衛官				事務官等	計	自衛官				事務官等	計
	幹部	准尉	曹	小計			幹部	准尉	曹	小計			幹部	准尉	曹	小計		
合計																		

注：1 用紙はA4版縦長とする。

2 「部隊等」とは、官房長等のほか、7ただし書により伝達事務の一部を委任された者が当該事務について担当する範囲の部隊等を単位とする。

3 退職日の欄には、定年退職、応募認定退職及び事務都合退職をする予定者のうちの受賞資格者数を計上し3(1)ただし書きに該当する者は、( )書とし、内数とする。

人1第3086号  
50.7.14  
最終改正 防人計第354号  
19. 1. 9

長官官房長  
各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
附属機関の長  
防衛施設庁長官

人事教育局長

防衛省永年勤続者表彰実施基準の運用について（通知）

標記について、防衛省永年勤続者表彰実施基準について（防人1第3085号。50.7.14）別紙11（1）に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

## 記

### 1 勤続期間の計算

（1）次に掲げる期間は、公務員又は職員としての在職期間に引き続いている場合に限り、防衛省永年勤続者表彰実施基準（以下「実施基準」という。）5（1）に定める勤続期間に通算する。

ア 自衛隊法第36条の規定により任用期間を定めて任用される自衛官としての在職期間

イ 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生としての在職期間の2分の1に相当する期間

（2）次に掲げる期間は、実施基準5（1）に定める勤続期間に通算する。

ア 1等陸曹、1等海曹又は1等空曹（以下「1曹」という。）以下の自衛官が「幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令」（昭和33年防衛庁訓令第63号）第3条第2項第1号の規定に該当して一般幹部候補生に任用された場合において、当該任用を前提として1曹以下の自衛官を依願退職した後、15日以内に一般幹部候補生として再び自衛官に任用さ

れたときの先に1曹以下の自衛官として在職した期間

イ 自衛官が、自衛官から事務官等への任用について（通知）（人3第5192号。56.10.22）に基づき事務官等として任用された場合において、当該任用を前提として自衛官を退職（依願退職を含む。以下同じ。）をした後、15日以内に事務官等として再び職員に任用されたときの先に自衛官として在職した期間

ウ 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第24条第2項ただし書の規定により3等陸士、3等海士又は3等空士として採用された陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官（以下「候補者たる自衛官」という。）が、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生として採用されることを前提に自衛官を退職した後、15日以内に防衛大学校又は防衛医科大学校の学生として採用された場合における候補者たる自衛官として在職した期間

## 2 表彰の延期期間中における退職

実施基準6により表彰を延期された者が当該延期の期間中において、退職をする場合は、次のように取り扱う。

(1) 次に掲げる場合は、当該退職の日付で表彰を行う。

ア 懲戒処分を受けた者が退職をする場合

イ 自衛隊法第43条第2号の規定による休職以外の休職にされている者が退職をする場合

(2) 自衛隊法第43条第2号の規定による休職にされている者が退職をする場合は、表彰は行わない。

## 3 表彰の制限

職員がその者の非違により退職をする場合は、表彰を行わない。

## 4 その他

官房長等は、この通知により難いと認められる事案が発生した場合には、その都度人事教育局長と協議するものとする。